

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成28年4月7日(2016.4.7)

【公開番号】特開2015-9070(P2015-9070A)

【公開日】平成27年1月19日(2015.1.19)

【年通号数】公開・登録公報2015-004

【出願番号】特願2013-138429(P2013-138429)

【国際特許分類】

A 6 1 F 13/15 (2006.01)

A 6 1 F 13/494 (2006.01)

A 6 1 F 13/496 (2006.01)

【F I】

A 4 1 B 13/02 K

A 4 1 B 13/02 U

【手続補正書】

【提出日】平成28年2月16日(2016.2.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

互いに直交する胴回り方向及び上下方向と、着用者の肌に対抗する肌対向面及びその反対側の非肌対向面とを有し、前記胴回り方向に延びる前ベルト及び後ベルトと、前記上下方向に延びて前記前後ベルト間に架け渡される股間パネルとを備え、

前記前後ベルトのそれぞれに、前記胴回り方向に延びる複数条の胴回り弾性部材が伸縮可能に位置し、前記上下方向に延びる前記股間パネルの両側縁部のそれぞれに沿って脚回り弾性部材が伸縮可能に位置し、前記前後ベルトの側縁部どうしがシーム部において接合されて、前記前後ベルトの上端部により胴回り開口縁が形成されるとともに、前記前後ベルトの下端部の両側と前記股間パネルの前記両側縁部とにより一対の脚回り開口縁が形成され、

前記股間パネルの前記肌対向面側に、前記股間パネルの前記両側縁部に並行に延びる一対の立体カフを備え、

前記立体カフが、前記股間パネルの前記両側縁部に並行に延びる固定縁部と、前記立体カフの上下方向両端部に位置する前接合部及び後接合部とにおいて前記股間パネルに接合されるパンツ型おむつであって、

前記前後接合部がそれぞれ複数条の前記胴回り弾性部材のうち最も下に位置する最下弾性部材と交差して前記上下方向に延び、

前記立体カフは、前記前後接合部の間で前記固定縁部に並行して延びるとともに前記股間パネルに接合されていない自由縁部と、前記自由縁部に伸長状態で取り付けられて前記前後接合部の間で前記固定縁部に並行して延びる立体カフ弾性部材とを有することを特徴とする前記パンツ型おむつ。

【請求項2】

前記前ベルト及び後ベルトはそれぞれ前記肌対向面側に位置する肌側シートと、前記非肌対向面側に位置する外側シートとを含み、前記肌側シートと前記外側シートとの間に複数条の前記胴回り弾性部材が位置し、

前記肌側シートと前記外側シートとが、前記胴回り弾性部材に塗布されたホットメルト

接着剤のみによって互いに接合されている請求項 1 に記載のパンツ型おむつ。

【請求項 3】

前記おむつに張力が加わらない条件下で、前記前後ベルト及び前記股間パネルに取り付けられた全ての弾性部材を自由に収縮させた状態のとき、

前記前ベルト側から見た平面視において、前記おむつの前記胴回り方向寸法を二等分して前記上下方向に延びる仮想中心線に関し対称であり、

前記上下方向に延びる前記シーム部の長さ L 1 と、

前記おむつを前記前ベルト側から見た平面視において、前記前ベルトの前記下端部より下方に露出する前記股間パネルの前記前ベルト側の両側縁部のいずれか一方の長さ L 2 と、

前記おむつを前記後ベルト側から見た平面視において、前記長さ L 2 を有する前記股間パネルの前記前ベルト側の前記側縁部から連続して前記後ベルトの前記下端部より下方に露出する前記後ベルト側の前記側縁部の長さ L 3 とが、 $(L_2 + L_3) / L_1 = 1.0$ の関係にある請求項 1 または 2 に記載のパンツ型おむつ。

【請求項 4】

前記前後ベルトの少なくともいずれか一方のベルトにおいて、複数条の前記胴回り弾性部材のうち最も下に位置する前記最下弾性部材と、前記前後ベルトの下端とが離間している請求項 1 ~ 3 のいずれかに記載のパンツ型おむつ。

【請求項 5】

前記前後ベルトの上端と前記下端の離間寸法に対する、前記最下弾性部材と、前記前後ベルトの前記下端との離間寸法の比率が、12 ~ 20 % である請求項 4 に記載のパンツ型おむつ。

【請求項 6】

前記前後ベルトの少なくともいずれか一方のベルトにおいて、複数条の前記胴回り弾性部材のうち最も上に位置する最上弾性部材と、前記前後ベルトの前記上端とが離間している請求項 1 ~ 5 のいずれかに記載のパンツ型おむつ。

【請求項 7】

前記股間パネルにおいて、前記上下方向に延びる前記両側縁部の各末端と、前記脚回り弾性部材とが離間している請求項 1 ~ 6 のいずれかに記載のパンツ型おむつ。

【請求項 8】

前記胴回り方向において、前記立体カフの前記固定縁部に対し離間並行する前記自由縁部の遠位縁と、前記自由縁部に取り付けられた前記立体カフ弾性部材とが離間している請求項 1 ~ 7 のいずれかに記載のパンツ型おむつ。

【請求項 9】

前記前後ベルトの前記側縁部どうしが、前記前後ベルトの前記肌対向面どうしを向かい合わせて前記上下方向に延びる前記シーム部において互いに接合され、前記シーム部から前記前後ベルトを構成する前記肌側シート及び前記外側シートが前記おむつの外側に延び出している請求項 1 ~ 8 のいずれかに記載のパンツ型おむつ。

【請求項 10】

前記胴回り弾性部材及び前記脚回り弾性部材が同一の材質及び形状の弾性糸から成り、前記脚回り弾性部材を構成する前記弾性糸の伸長倍率が、前記胴回り弾性部材を構成する前記弾性糸の伸長倍率以上である請求項 1 ~ 9 のいずれかに記載のパンツ型おむつ。

【請求項 11】

前記前ベルト及び前記後ベルトの前記上下方向における寸法が同一である請求項 1 ~ 10 のいずれかに記載のパンツ型おむつ。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

前記課題を解決するために、本発明は、互いに直交する胴回り方向及び上下方向と、着用者の肌に対抗する肌対向面及びその反対側の非肌対向面とを有し、前記胴回り方向に延びる前ベルト及び後ベルトと、前記上下方向に延びて前記前後ベルト間に架け渡される股間パネルとを備え、前記前後ベルトのそれぞれに、前記胴回り方向に延びる複数条の胴回り弹性部材が伸縮可能に位置し、前記上下方向に延びる前記股間パネルの両側縁部のそれぞれに沿って脚回り弹性部材が伸縮可能に位置し、前記前後ベルトの側縁部どうしがシーム部において接合されて、前記前後ベルトの上端部により胴回り開口縁が形成されるとともに、前記前後ベルトの下端部の両側と前記股間パネルの前記両側縁部とにより一対の脚回り開口縁が形成され、前記股間パネルの前記肌対向面側に、前記股間パネルの前記両側縁部に並行に延びる一対の立体カフを備え、前記立体カフが、前記股間パネルの前記両側縁部に並行に延びる固定縁部と、前記立体カフの上下方向両端部に位置する前接合部及び後接合部とにおいて少なくとも前記股間パネルに接合されるパンツ型おむつに関する。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0042

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0042】

上記の本発明は、少なくとも下記の実施の形態を含むことができる。

(1) 前ベルト及び後ベルトはそれぞれ肌対向面側に位置する肌側シートと、非肌対向面側に位置する外側シートとを含み、肌側シートと外側シートとの間に複数条の胴回り弹性部材が位置し、肌側シートと外側シートとが、胴回り弹性部材に塗布されたホットメルト接着剤のみによって互いに接合されている。

(2) おむつに張力が加わらない条件下で、前後ベルト及び股間パネルに取り付けられた全ての弹性部材を自由に収縮させた状態のとき、前ベルト側から見た平面視において、おむつの胴回り方向寸法を二等分して上下方向に延びる仮想中心線に關し対称であり、上下方向に延びるシーム部の長さL1と、おむつを前ベルト側から見た平面視において、前ベルトの下端部より下方に露出する股間パネルの前ベルト側の両側縁部のいずれか一方の長さL2と、おむつを後ベルト側から見た平面視において、長さL2を有する股間パネルの前ベルト側の側縁部から連續して後ベルトの下端部より下方に露出する後ベルト側の側縁部の長さL3とが、(L2 + L3) / L1 = 1.0の関係にある。

(3) 前後ベルトの少なくともいずれか一方のベルトにおいて、複数条の胴回り弹性部材のうち最も下に位置する最下弹性部材と、前後ベルトの下端とが離間している。

(4) 前後ベルトの上端と下端の離間寸法に対する、最下弹性部材と、前後ベルトの下端との離間寸法の比率が、12~20%である。

(5) 前後ベルトの少なくともいずれか一方のベルトにおいて、複数条の胴回り弹性部材のうち最も上に位置する最上弹性部材と、前後ベルトの上端とが離間している。

(6) 股間パネルにおいて、両側縁部の各末端と、脚回り弹性部材とが離間している。

(7) 胴回り方向において、立体カフの固定縁部に対し離間並行する自由縁部の遠位縁と、自由縁部に取り付けられた立体カフ弹性部材とが離間している。

(8) 前後ベルトの側縁部どうしが、前後ベルトの肌対向面どうしを向かい合わせて上下方向に延びるシーム部において互いに接合され、シーム部から前後ベルトを構成する肌側シート及び外側シートがおむつの外側に延び出している。

(9) 胴回り弹性部材及び脚回り弹性部材が同一の材質及び形状の弹性糸から成り、脚回り弹性部材を構成する弹性糸の伸長倍率が、胴回り弹性部材を構成する弹性糸の伸長倍率以上である。

(10) 前ベルト及び後ベルトの上下方向における寸法が同一である。